休日保育のご案内

「休日保育」は、保護者の就労などにより、日曜日や祝日に家庭で保育ができない時に、お子さまを保育施設でお預かりする事業です。 (利用にあたり事前に利用申請が必要となります。)

対 象 児 童 (①または②に該当し かつ③に該当すること)	①別府市内に居住し、認可保育所・認定こども園(2号・3号)・地域型保育 事業を利用中であること ②別府市外に居住し、別府市内の認可保育所・認定こども園(2号・3号)
	を利用中であること
	③保育給付認定(2号・3号)を受けており、保育給付認定と同じ理由で
	日曜日・祝日にも保育を必要とすること
保育を行う休日等	日曜日・祝日
	※年末年始(12月29日~1月3日)を除く
利用する際の 手 続き	年度ごとに事前の利用登録が必要です。
	以下の書類を利用希望の休日保育実施施設へ提出してください。
	・「休日保育利用登録申請書」
	・「休日就労(予定)証明(申告書)」(利用する理由が「就労」の場合)
	※利用方法など手続きの詳細は裏面をご確認ください。
	※提出書類は、別府市子育て支援課および別府市内の認可保育所・認定こども園で
	お受け取りになれるほか、別府市公式ホームページからダウンロードできます。
利用料	毎月の保育料・利用者負担額に含まれるため、利用料はかかりません。
	(時間外保育料が別途必要な場合があります)
持ち物	給食は施設で準備します。
	※その他の持ち物は利用する休日保育実施施設に確認してください。

≪休日保育実施施設一覧≫

施設名	餅ヶ浜保育園	別府あいむ保育園
所 在 地	別府市餅ヶ浜町2番6号	別府市石垣東10丁目1番20号
		ホテルサンバリーアネックス5F
電話番号	0977-24-5178	0977-22-1625
利用時間	午前8時~午後6時	午前8時~午後6時30分
主な利用条件等	ひとり歩きができること	他園児の利用は午前9時から

【ご利用の手順】

事前登録

「休日保育利用登録申請書」「休日就労(予定)証明(申告書)」(利用する理由が「就 労」の場合)に必要事項を記入のうえ、利用希望の休日保育実施施設に提出してくだ さい。

※初めての利用登録申請の場合は、お子さまの様子をお伺いしますので、原則 お子さま同伴での面談を実施します。

「利用申込」 利用希望の施設に空き状況などを確認し、利用希望日の属する月の前月の20日か ら利用希望日の3日前までに休日保育実施施設へ直接お申込みください。

注2 利用希望者が多数のときは、利用希望者の状況を踏まえ、休日保育実施施設が利用 者を決定します。

利 用 休日保育を利用した場合は、週7日の保育利用とならないよう、代替休日として平日利 用施設への登園をお休みしてください。(祝日利用の場合は日曜日を代替休日とするこ とも可)

代替休日は、保護者の仕事などの休日に合わせて、休日保育利用日の前後6日以内で取 得することとしますが、万が一取得が困難な場合は、平日利用施設へご相談ください。

注 1 休日保育の実施日や利用申込みの受付方法は、休日保育実施施設により異なります。 各施設の状況については、個別に休日保育実施施設へご確認ください。

注2 他の利用希望者の申込み状況によって、利用できない場合があります。

利用に関する注意事項

※利用希望者は必ずお読みください!

★ 休日保育実施施設への利用申込みは、利用が必要となってから行ってください。 また、利用することが決まった後に、休日保育を利用しなくなった場合は、必ず休日保育 実施施設へご連絡ください。

(例:お子さまの病気によるとき、休日の勤務がなくなったとき など)

- ★ 休日保育実施施設と平日利用施設との間で、利用者の保育給付認定や代替休日の状況に ついて確認を行う場合や、仕事を理由にした利用などでは、勤務先へ勤務状況の確認を行 う場合があります。
- ★ 虚偽の勤務状況に基づく利用など、不正・悪質と判断される利用があった場合、原則として 以後の休日保育の利用は認められません。

€お問合せ先

別府市

〒874-8511 別府市上野口町1番 15号

子育て支援課 保育支援係 TEL 0977-21-1427